

申込書送付の際は、下記のラベルをご利用下さい。

切り取り線に沿ってラベルを切り取り、A4の申込書等が折らずに入る大きさの封筒に貼り付けして「レターパック」から送付又は簡易書留郵便で郵送して下さい。

送料は受講生負担となります。

【封筒用】

〒340-0822

埼玉県八潮市大瀬1丁目1番地1-1017号室

株式会社プライシングジャパン

宅地建物取引士登録講習(5問免除)係 行

申込書在中

差出人

住所	
氏名	

【送付書類】

- (1) 講習申込書1通(写真の貼り付け、受講料振り込み控えのコピー)
- (2) 従業者証明書のコピー

【チェック】

【レターパック用】

〒340-0822

埼玉県八潮市大瀬1丁目1番地1-1017号室

株式会社プライシングジャパン

宅地建物取引士登録講習(5問免除)係 行

申込書在中

【送付書類】

- (1) 講習申込書1通(写真の貼り付け、受講料振り込み控えのコピー)
- (2) 従業者証明書のコピー

【チェック】

-
-

《受講生特典》

【1】希望者には過去5回本試験問題及び弱点診断・治療シートを差し上げます。

(1) 宅建試験は難しい試験です。過去5回の合格点と合格率をまとめると下記のとおりです。

	令和3年10月	令和3年12月	令和4年	令和5年	令和6年
合格点	34点	34点	36点	36点	37点
合格率	17.9%	15.6%	17.0%	17.2%	18.6%

令和6年の合格率は約18.6%。100人受けても18人しか受かりません。近年はインターネットの普及で独学者も無料動画配信やワード検索、ゲーム感覚で問題が解けるアプリ等で学習ができるため完全に無学で受講する方はいません。それでも82人は落ちるのです。したがって宅建試験は勉強しなければ受からない試験だということになります。そしてやっかいなことに近年の宅建試験では、得点源である宅建業法編からの出題は個数問題(正しいものはいくつあるかと言う出題)が多く問われるようになりました。そうすると4択の中で△のもの(ご自身で正誤判定ができないもの)が1つでもあると失点する可能性が高くなります。したがって、選択肢一つ一つを正誤判定できないと宅建業法編での得点が伸びなくなります。

(2) ではどのように学習を進めたら良いのでしょうか？

・テキストを読んだらすぐ問題を解くことです。例えば8種制限を学習しているのであれば、一通り学習してから問題を解くのではなく、8種制限が適用されない場合(ひっかけ問題)を読んだら、そこで解ける過去問があればすぐ解くと言うことです。勉強は時間のあるときにするわけですが、最近では勉強中に携帯が鳴ったり、LINEがきたりするので集中力が欠けてしまいます。その状況の中でも理解力を高めていくには、テキストを読んで解ける問題があればすぐに問題を解くことです。そして解いた問題は確実に正解(理解)することです。しかし一度正解(理解)した問題でも日が経てばすぐ忘れてしまいます。したがって何度も解き直して正解した問題を忘れないよう覚える(定着する)必要があります。

そのためにはやみくもに問題を解くのではなく、例えば毎年出題される8種制限が適用されない場合(ひっかけ問題)の問題だけをR3-10～R6と言う感じでまとめて一気に解く、担保責任(契約内容不適合担保責任)の特約の制限の問題だけをR3-10～R6と言う感じでまとめて一気に解く(弊社ではこれを横の練習と言います)・・・そうすると知識は定着してきます。

【横の練習の例】・・・黒枠部分を一気に解きます。

宅建業法編 弱点診断・治療シート(選択肢別)	R3-10	R3-12	R4	R5	R6
年度別の過去問を解いた日を記入し失点した選択肢にマークする	月日	月日	月日	月日	月日
第9節 8種制限(147～172)					
1:8種制限が適用されない場合(ひっかけ問題)(P148～149)	38-7 39-2	40-2,3	33-1	39-3	41-3 43-イ
【1】事務所以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等(P151)		34-1		39-1	
【2】クーリングオフできない場所(事務所等の意味)(P152～153)	37-4		38-2,3		
【3】クーリングオフができる場所で行った場合でも、クーリングオフができないとき(P154～155)	37-1,2	34-2,3,4	38-1	34-3	44
2 担保責任(契約内容不適合担保責任)の特約の制限(P155～157)	39	38-7	31-7	34-2	

(3) 縦の練習の重要性

・しかし各項目(下記例でいうところの担保責任(契約内容不適合担保責任)の特約の制限は毎年1問しか出ませんし、トータルでは目安として35点以上取らなければ合格はできません。宅建業法を一通り学習し終えたら年度別の過去問の間26～45 までの 20 問を一気に解きましょう(弊社ではこれを縦の練習と言います)。そしてトータルで何点取れるかを確認しましょう(当然 20 問全問正解するレベルまで達しなければ上位 15%に入ることはできません)。

【縦の練習の例】・・年度ごとに過去問を一気に解きます。

宅建業法編 弱点診断・治療シート(選択肢別)	R3-10	R3-12	R4	R5	R6
年度別の過去問を解いた日を記入し失点した選択肢にマークする	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
第9節 8種制限(147～172)					
1:8種制限が適用されない場合(ひっかけ問題)(P148～149)	38-7 39-2	40-2,3	33-1	39-3	41-3 43-1
【1】事務所以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等(P151)		34-1		39-1	
【2】クーリングオフできない場所(事務所等の意味)(P152～153)	37-4		38-2,3		
【3】クーリングオフができる場所で行った場合でも、クーリングオフができないとき(P154～155)	37-1,2	34-2,3,4	38-1	34-3	44
2 担保責任(契約内容不適合担保責任)の特約の制限(P155～157)	39	38-7	31-7	34-2	

(4) あとはこの練習を持続させる強い学習意欲が必要です。

・勉強期間は5月～10月までの6ヶ月間と長いものになります。したがって、学習意欲(モチベーション)を高めないと持続することはできません。自分はやればできる、必ず受かると言う気持ちで学習して下さい。

(5) 結論。宅建試験に合格するためには徹底的な横の練習・縦の練習を強い学習意欲を持って行う必要があります。では、そもそも横と縦の練習ができる教材はあるのでしょうか？

・弊社のテキストと過去5回試験問題集をご利用下さい。弊社の教材であれば横・縦の練習が出来ますし、皆様がどの項目が弱いのか、弱くなりそうなのか一目でわかる弱点診断シートも用意しております。この診断シートを用いて自分自身の弱点項目を分析し、問題を解けば必然的に弱点を強化することができ、その結果、確実に正誤判定ができるようになります。

近年の宅建試験では、得点源である宅建業法編からの出題は個数問題(正しいものはいくつあるかと言う出題)が増えてきております。したがって個数問題は全ての選択肢を理解していないと得点できません。

弊社の過去5回試験問題の宅建業法の間26～45は全て個数問題にしております。最初は低い得点しか取れないかもしれませんが、きちんと見直しをすることができるので本試験においては確実に得点することができるようになります。また、本試験は宅建業法編の全てが個数問題ではありませんので、個数慣れしていれば本試験は簡単に思えます。

この弱点診断強化シートや宅建業法の4択問題を全て個数問題で行うという学習方法は弊社オリジナルのもので他社には無いやり方です。今回の5点免除講習を受講された皆様には過去5回試験問題と弱点診断・治療シートをデーターでプレゼントします。印刷した物でお渡ししますと、前回解いた形跡が残ってしまい答えがわかってしまいます(これでは不十分です)。毎回印刷をし、常に新鮮な状態で問題を解き直して下さい。

※ プレゼントするデーターは試験終了後は削除して下さい。次年度の本試験時は法改正が行われ、誤った知識を植え付けてしまう恐れがあるためです。

【2】無料税務、宅建業開業相談

・弊社提携の税理士に税務相談、宅建業開業相談を回数限定ですが無料ですることができます。希望される場合は弊社にご相談下さい。取り次ぎいたします。

【3】無料就職紹介

・宅建業者へ就職を希望される方に対し紹介をいたします。是非弊社にご相談下さい。

(容認事項)

- ① 履歴書及び職歴書をデーターでお預かりしますが、それを管理会社に開示すること、また、開示後、可否に関わらずデーターを消去することに同意して頂きます(データー提出をもって同意したことといたします)。
- ② 現在、就活中でない方に限ります。
(既に就活中の方はそちらがはっきりしてからご依頼下さい。一度不採用となった会社には打診できませんので具体的に希望している会社がある場合は、まず弊社にご相談下さい。講習の申込みをして頂ければ受講前でもご紹介いたします。内定が出るには、難易度の高い採用試験に合格して頂く必要がありますが、この場合、宅建業者は他の候補者を見送って皆様を採用している場合もあります。したがって、やむを得ない場合を除き、原則として内定辞退や6か月以内に退職をすることはできません。もしご不安を感じられる場合は弊社に依頼なさらずにご自身で就職活動を行って下さい。)
- ③ 宅建業者を紹介した場合でも、面接してもらえるか、採用されるかについては100%のお約束はできません。

【4】お住まいの購入相談

・今現在、家賃8万を負担している方は、2,240万円ローンを組んでいるのと同じこととなります(都市銀行の店頭金利2.475%を35年間組んだ場合)。更に金利優遇が適用されると3,010万円のローンを組んでいるのと同じこととなります(都市銀行の優遇金利0.625%を35年間組んだ場合)。今の所に5年、10年住むおつもりがないようでしたらお住まいの購入を検討してみませんか。もしご検討される場合は、弊社にご相談下さい。具体的に購入をご検討している物件がある場合、弊社は、その物件の価格交渉もいたします。

【5】収益(賃貸)物件の管理, マンションの大規模修繕工事, 住宅のリフォーム相談

・収益(賃貸)物件の管理, マンションの大規模修繕工事, 住宅のリフォームを考えられている方。弊社提携の業者をご紹介いたします。